

2020年度 活動方針（案）

1 基本方針

この協議会は、氷上郡同和教育協議会を前身とし、丹波市発足以来、基本的人権の尊重、自由・平等・平和を基本理念として、部落差別をはじめあらゆる差別のない、共に生きる社会の実現をめざし、人権・同和教育の推進と啓発活動の充実に取り組んできた。

これまでの人権課題の解決に向けた取組により一定の成果は出てきているが、少子高齢化や情報化、国際化の進展に伴い、人権問題は多岐にわたり複雑化している。

また、インターネットを悪用した人権侵害や性的少数者の人権への関心の高まり、在住外国人の増加に伴う多文化共生社会の構築など人権をめぐる社会情勢は大きく変化している。

こうした社会情勢の中、反差別と人権擁護を願う人々の努力によって「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」という個別の人権課題の解決をめざす差別解消三法が制定・施行されている。いずれも、条例化ができている自治体も増えてきており、その法理念をどう実現させるかの取組がなされている。これらの法の趣旨と内容を具体化していくことが重要な課題である。

本協議会は、これまでの取組の成果と課題及び法制度や社会情勢などを踏まえ、市民参加による人権・同和教育推進体制づくりの拠点として、自覚と責任と使命を兼ね備えた市民の主体的な取組のもとに、市民みんなが幸せに暮らせる町づくりや、人権文化あふれる地域づくりをめざして、人権・同和教育の推進と啓発活動の充実に努める。

2 重点策

- (1) 部落差別をはじめとするあらゆる人権侵害の撤廃と人権尊重の意識高揚を目指し、丹波市における人権・同和教育の推進と啓発活動の充実に努める。
- (2) 日本国憲法、人権関連三法（障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法）、世界人権宣言、第2次丹波市人権施策基本方針に示された理念を尊重し、人権文化の創造をめざすあらゆる個人、団体、機関等とのネットワーク化を図る。
- (3) 学校・家庭・地域・職場での人権学習の輪を広げ、一人一人がお互いの違いを認め合い、支え合い、安心して暮らせる共生社会の実現を目指す。
- (4) 「同和教育審議会答申」以来50余年培ってきた同和教育に対する取組の成果を継承し、公益社団法人全国人権教育研究協議会（以下、全人教）兵庫県人権教育研究協議会（以下、兵人教）丹波地区人権・同和教育研究協議会（以下、地区同教）と連携する中で丹波市人権・同和教育協議会（以下、市同教）の果たす役割を明確にし、新しい人権課題にも積極的に取り組む。

3 研究事業

部落問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて取り組んできた学校・地域・職場での実践を交流する場として、兵人教丹波地区大会・中央大会、全人教研究大会等に積極的に参加していく。

人権課題に取り組んでいる活動の発表は、兵人教大会と丹の里人権のつどいの活動事例発表で行う。研究大会では丹波市での取組を発信するとともに、県内外の貴重な実践に学びながら、各職場や地域での人権教育に活かしていく。

4 研修活動

(1) 学校教育分野（就学前部会、小学校部会、中・高校部会）での研修

年間2回の部会を開催する。部会では、人権に関する知識を習得したり人権感覚を磨いたりする場として、その都度テーマを設定し研修を深める。また、人権教育研修会（学校分野）1回、人権ゆかりの地探訪1回を実施する。教育分野で活動する上ですぐに役立つ内容となるように、専門の講師を招聘する。

(2) 社会教育分野（社会教育部会・社会福祉部会・女性部会・PTA部会・企業部会・宗教部会）での研修

年間2回の合同部会を開催する。社会教育分野の全ての部会を対象とした同一テーマでの研修会、さらにテーマごとに部会を分けた研修会を実施する。かけがえのない一人ひとりが自分らしく生きることのできる、人権文化に根ざした家庭・職場・地域社会をめざして、より人権に対する関心が高まるように、専門の講師を招聘した研修会方式で実施する。

(3) 行政職員分野での研修

年間2回の部会を開催する。部会では、人権に関する知識を習得したり人権感覚を磨いたりする場として、その都度テーマを設定し研修を深める。人権教育研修会（行政分野）内容は、行政職員研修会運営委員会で検討する。

(4) 研修内容

- ①今年度は、「SNS時代における外国人の人権」をテーマにした人権啓発DVD「サラマット～あなたの言葉で～」(兵庫県人権啓発協会企画)を使って研修を行う。異なる文化の人たちを共に未来をつくる新しい存在として尊重し、互いに高め合っていくにはどうしたらよいか等について考えていく。
- ②日本国憲法、人権関連三法（障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法）、第2次丹波市人権施策基本方針等についての理解を深める研修に取り組む。
- ③人権教育研修会（学校教育分野・行政職員の2分野）を実施し、専門の講師を招聘する。
- ④理事研修及び人権ゆかりの地探訪では、直接現地に赴くことによって得られる体験学習として本年度も継続して実施する。

5 広報・啓発活動

- (1) 「丹の里人権のつどい」は、丹波市における一大人権イベントとなっている。
この事業では、全体会の中で人権活動事例発表を行っており、学校や地域で人権課題の解決に向けて活動している事例発表を予定している。開催日は12月13日（日）、春日文化ホールを会場に実施する予定である。
- (2) 市同教発足（2005年）以来継続して発行している広報紙「人権ネットワークたんば」を、今年度も3回発行する。市民の人権意識の高揚に貢献できるよう、読みやすい紙面づくり（A3版両面カラー刷）に努める。また、市同教顧問 中山謙逸さんの「人権コラム」を新たに開設する予定である。
- (3) 中学生の人権作文については今年度も継続する。

6 関係機関・団体との連携

市同教の事業を推進するために、丹波市、丹波市教育委員会、神戸地方法務局柏原支部等の行政機関との連携をより密にするとともに、丹波市の進める人権施策にのっとり、地域社会に根付く取組を行う。

また市同教に集う団体、企業はもちろん、研究大会や研修会等の事業へ多くの市民が参加できるよう呼びかけることにより、より多くの団体や企業との連携を深める。